

市役所の申告相談は予約が必要です

「所得税の確定申告」と「市県民税の申告」

税金の申告時期まであと1か月。準備は済みましたか。

令和6年分の所得税の確定申告期間は、2月17日(月)～3月17日(月)です。

市で受け付けできない申告は、銚子税務署の申告相談などを利用してください。

申告が必要な人は

所得税の確定申告

- 事業や不動産などの所得が、基礎控除(48万円)とその他のほかの所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2,000万円を超える人
- 給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人

※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。

- 2か所以上から給与の支払いを受けている人

- 公的年金収入が400万円以下で、そのほかの所得が20万円を超える人

- 各種控除を追加し、還付を受けようとする人

市県民税の申告

- 令和7年1月1日現在で市内に在住し、令和6年1月～12月に事業・不動産・利子・配当・給与・雑・譲渡・一時・山林所得があった人
- 公的年金収入のほかに所得がある人や、各種控除を追加したい人

※所得税の確定申告をした人や、給与所得のみで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人、これらの人に被扶養者として申告(報告)されている人は不要です。

収入がなくても申告を

申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入し、提出してください。申告をしないと各種証明書の交付や国民健康

申告の注意事項

市役所で申告する際は

申告相談の日程は下表のとおりです。市役所で申告相談をする場合は、予約が必要です。予約開始日/2月3日(月)

予約方法/希望日の前日までに、インターネット(<https://logof-orm.jp/f/OpbnZ>)か電話(☎74-3687)で予約してください。



予約受け付けの際に、氏名、生年月日、電話番号、収入の種類、申告内容などを確認します。同じ人が複数の予約をすることはできません。キャンセルする

場合は、連絡をしてください。

予約受付時間/インターネット…24時間、電話…平日の午前9時～午後4時

混雑緩和に協力

- 申告期間中は、市役所駐車場が大変混み合うため、別図の駐車場を利用してください。
- 経費や医療費などは集計を済ませてから来場してください。

- 相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e-Tax)を利用してください。

市で受け付けできない申告は税務署や税理士へ

次のいずれかに該当する場合は、市で受け付けできません。銚子税務署や青色申告会で申告するか、税理士に依頼、またはe-Taxを利用してください。

- 青色申告の人
- 事業・不動産所得がある白色申告者で、収入金額の合計が1,000万円以上の人
- 土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人
- 住宅ローン控除を受ける人
- 雑損控除を受ける人
- 更正の請求・修正申告・確定申告の人
- そのほか複雑な申告

受付日時と申告場所など

申告内容	受付日時	場所	期間前の受け付け
○所得税 ○市県民税	2月6日(木)～13日(木)の平日午前9時～午後4時	税務課(要予約)	1月20日(月)～2月13日(木)は、市県民税の申告のみ予約不要で受け付けます。
	2月14日(金)～3月17日(月)の平日午前9時～午後4時 ※3月2日(日)、9日(日)は開設。	市役所1階市民ホール(要予約)	
○所得税 ○消費税	2月17日(月)～3月17日(月)の平日午前8時30分～午後4時	銚子商工会館	給与所得者の還付申告や収入が公的年金のみの人は、2月14日(金)まで銚子税務署で受け付けます。

※作成済みの申告書の提出は予約不要で、1月20日(月)～2月13日(木)は税務課、2月14日(金)～3月17日(月)は市民ホールで受け付けます。

確定申告などに必要な 公的年金の源泉徴収票を発送中

「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告などに必要です。マイナポータルからねんきんネットで電子送付を希望した人には、電子データで届きます。

再交付が必要な場合は、ねんきんネットか、ねんきんダイヤル、佐原年金事務所まで受け付けています。ねんきんネットの利用にはIDが必要です。IDを持っていない場合は、年金機構ホームページから登録してください。ねんきんダイヤルや佐原年金事務所に連絡する際は、マイナンバーか基礎年金番号が必要です。一部の共済年金は、ねんきんネットを利用できない場合がありますので、各共済組合に問い合わせてください。

問い合わせ先

ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165 ※050から始まる電話からは☎03-6700-1165)、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)

要介護者の申告用に 障害者控除の認定書を交付

要介護1～5の認定を受けている65歳以上で、認知症または寝たきり状態で障がい者に準ずると認められる人には、申請により令和6年分の障害者控除対象者認定書を交付します。

認定基準日／令和6年12月31日(年の途中に対象者が死亡している場合は、その死亡日)

申し込み方法／高齢者福祉課か市ホームページで入手できる申請書に必要事項を記入し、提出してください。

申し込み・問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班(☎62-5308)

銚子税務署からのお知らせ 書面で申告書を提出する際は

税務署では、今年から申告書などの控えに収受日付印を押さなくなりました。申告書などを書面で提出する際は、提出用の正本のみを提出してください。

確定申告の疑問は、AIを活用したチャットボットからも相談できます。

問い合わせ先

銚子税務署(☎0479-22-1571)



税務相談
チャットボット

中学生の「税についての作文」「税の標語」 市内から7人が受賞 ※上位受賞者、敬称略。

作文／●千葉県旭県税事務所長賞：加藤梨愛(二中・3年)
●旭市長賞：加瀬結大(二中・3年) ●銚子青色申告会会長賞：平良龍二(海上中・3年) ●千葉県税理士会銚子支部長賞：山根そな(飯岡中・3年)

標語／●銚子税務署長賞：辻恋伯(海上中・3年) ●全国間税会総連合会入選：林凌雅(干潟中・3年) ●銚子間税会会長賞：影山樹璃(一中・3年)



自宅から簡単に申告

スマホやパソコンで作成

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、画面の案内に従って入力すると、税額などが自動で計算されて、簡単に確定申告書や収支内訳書、青色申告決算書、医療費控除の明細書などの作成ができます。また、マイナンバーカードを利用して作成する場合、控除証明書の情報や、勤



務先がe-Taxで提出した給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます。

休日や夜間でも自宅から送信

次のいずれかを持っている人は、スマホやパソコンからe-Taxを利用して申告書を提出できます。

- マイナンバーカード(署名用電子証明書と利用者用電子証明書を格納している)
- 税務署で発行したID・パスワード ※身分証明書を持参して、税務署で発行できます。

無料相談会を開催

税務署・税理士による相談会

内容／所得税(青色申告、株式の譲渡所得などを含む)、消費税など ※土地・建物などの譲渡所得は対応できません。

期日／2月4日(火)、5日(水)
時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
場所／市役所1階 市民ホール
税理士による相談会
内容／相続税、贈与税
期日／2月21日(金)

時間／午前9時～午後4時
場所／あさひ市民センター2階
小会議室
〈共通事項〉
混雑状況により、早めに締め切る場合があります。

問い合わせ先

- 所得税の確定申告
銚子税務署
☎0479・22・1571
- 市県民税の申告
税務課課税班
☎62・5321